

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年9月13日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年9月13日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

第95号議案	「質疑・討論・採決」
第96号議案	「質疑・討論・採決」
第97号議案	「質疑・討論・採決」
第98号議案から第113号議案まで	「質疑・討論・採決」
第114号議案	「質疑・討論・採決」
第115号議案から第117号議案まで	「質疑・討論・採決」
第120号議案	「質疑・討論・採決」
第121号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 小林秀徳 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 小野田直美 山田辰也
山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員（2名）

委員 柴田賢治郎 村田康助

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代
書記 請井悠人

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 これより本日の会議を開きます。

第95号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

昨日に続き、質疑通告順序表に従って発言を許可します。これより質疑に入ります。

最初の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第95号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定について質疑をさせていただきます。

歳入6款諸収入、雑入、一般被保険者返納金、316ページであります。

不当利得に伴う返還金52万8,532円とありますが、その内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 被用者保険加入や転出等で新城市国民健康保険の資格喪失後に、新城市国民健康保険の保険証を提示して医療機関を受診した場合に、新城市が負担した医療費の保険者負担分について返還していただく必要があります。

本来ほかの健康保険等で負担すべき医療費を新城市国保が負担したため、新城市の国保へ返還していただいたものとなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 具体的な事例を言うと、例えば新城市の国保に入られていた方が職場の社会保険に入られたけれども、交付が遅れたので新城市の保険証を使った場合とか、遡って適用されるので、遡った分が新城市の国保の負担になったとか、転出された方ということがいろいろと書いてあったのですが、それぞれ理由はあると思うのですが、すみません。通告しておけばよかったのですが、もし分かれば、52万8,532円が何件でどのような理由か分かれば教えていただけますか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 令和3年度の不当利得の件数につきましては23件、内容については定かではありませんが、ほとんどが資格喪失後、社会保険に入った後の利用となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 理解しました。もう1点最後に、基本的なことなのですが、これを返還するのは御本人から新城市の国保会計のほうに返納されるのか、そのときに加入されていた健康保険からこちらに入るのか、その流れだけ教えてください。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 返還した医療費につきましては、御本人さんのほうへこちらから依頼しており、本人さんから返還しております。ただ、本人さんから返還ができない場合は委任状等をもらいまして、新城市国保と新しく加入されている健康保険との間で保険者間調整というものをやっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第95号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定で伺いたいと思います。総括です。

1点目は、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保険事業費などが年々減少していると思うのですが、その原因と現状を伺います。

2点目、本市の国民健康保険税の1人当たりの金額を伺います。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 まず、1点目ですが、減少している原因と現状ですが、国民健康保険に加入している世帯、被保険者数が減少していることにより、受診者の減少、被保険者数に合わせた納付金の算定、健診等の対

象者が減ったことによるものです。

2点目につきましては、1人当たりの国民健康保険税の金額ですが、介護保険金分を含めた1人当たりの金額は9万5,533円でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

この事業費納付金等が減っているということで、世帯が減少しているということなのですが、そもそも原因は加入者が減っているところから起因されたものだというように理解しました。どのぐらい減っているのか。減っている状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 すみません。聞き逃したので、もう一度質問のほうをお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

そもそも給付費納付金事業費が年々減っている理由を聞いたのですけれども、そもそも加入者が減っているから給付金が減っているよという答弁だったと思うのですが、それはどのぐらい大元の加入者というのは減っていく推移になっているのかというように聞いたわけです。では確認です。国民健康保険加入者の推移として、資料請求をしたのですけれども、平成29年度は1万960人で、現在の令和3年度は9,761人というところで、平成29年のピークの後9,000人になったというような状況の加入者の推移の減り具合ということの現状でいいのか確認します。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 おっしゃられるとおり、現状のとおり減っております。ただ今後、団塊の世代の方が後期高齢者のほうへ異動します。あと10月に社会保険の適用拡大のほうもありますので、さらに加入者数が減ってくると見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、暫時休憩します。そのまま皆さんはお待ちください。

休 憩 午前9時09分

再 開 午前9時09分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第95号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第95号議案は、認定すべきものと決定しました。

~~~~~  
暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時10分

再 開 午前9時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第96号議案 令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第96号議案 令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑をさせていただきます。

歳入1款後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料特別徴収保険料、332ページであります。

収入済額が調定額を上回っている理由をお願いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 収入済額が調定額を上回っている理由は、死亡や転出等により保険料が減額された場合、年金保険者から特別徴収保険料の納付額が納め過ぎになる場合があります。保険料の還付が発生します。出納閉鎖の会計処理の期日までに対象者への還付ができなかったため、収入額が調定額を上回っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 こちらも先に通告しておけばよかったです。還付未済額168万7,600円について、何件でこの金額になるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 令和3年度の還付件数は1,240件でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 通常、還付未済が発生しますと、次年度に引き継がれるということで、例えば、次年度の保険料に充当されるだとか、本人に直接還付されるということになると思うのですが、実際にこれらの処理はどのようにされるのかお伺いします。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 還付の請求が提出されましたら、予算より還付をいたしております。

ます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それは、御本人に直接還付するという形で理解してよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 河口保険医療課長。

○河口昌和保険医療課長 そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時13分

再 開 午前9時14分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第96号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第96号議案は、認定すべきものと決定しました。

~~~~~  
暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時14分

再 開 午前9時15分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、第97号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第97号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定について、質疑をさせていただきます。

歳入5款諸収入雑入、雑入346ページであります。

備考欄に雑入24万4,232円と記載がありますが、その内容をお願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 雑入24万4,232円の内容ですが、自動販売機電気料、公衆電話料、愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 内容は理解しました。

基本的なことで申し訳ないのですが、この款項目を見ると、雑入という大きな区分の中で、節の調定額が95万9,254円の中で、さらに備考に雑入24万4,232円と分けてある理由を教えてください。

○丸山隆弘委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 大体、自動販売機の電気料と公衆電話料は通常例年歳入で入っているものなのですが、愛知県高齢福祉施設等ワクチン接種加速化支援金と感染拡大防止継続支援補助金につきましては、令和3年度の年度途中で入ってきたものですので、そちらのほうに普段と違うもので入れさせて

いただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時17分

再 開 午前9時17分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第97号議案を採決します。

本議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第97号議案は、認定すべきものと決定しました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時18分

再 開 午前9時18分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、第98号議案 令和3年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定から第113号議案

令和3年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの16議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本16議案の質疑については通告がありませんので質疑を終了します。

これより本16議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第98号議案から第113号議案までの16議案を一括して採決します。

本16議案は認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第98号議案から第113号議案までの16議案は、認定すべきものと決定しました。

~~~~~

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前9時20分

再 開 午前9時20分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~

次に、第114号議案 令和3年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第114号議案 令和3年度新城市病院事業会計決算認定の総括を伺いたいと思います。

1点目は決算状況について伺います。

2点目、外来・入院収益の増減についての状況を伺います。また、外来患者数の多い診療科を伺います。

3点目は、医師業務の負担軽減の対策について伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1点目の決算状況についてであります。収益的収入の決算額は43億9,892万9,906円、前年度対比118.4%、6億8,389万6,541円の増額となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入院制限等により、入院収益が減収となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金をはじめとする補助金が前年度対比約6億9,300万円の増額となったことによるものです。

支出は37億195万7,197円、前年度対比102.1%、7,641万9,484円の増額となっております。

退職者が前年度と比較して多かったことなどにより給与費で、またA重油や電気の高騰により燃料費や光熱水費で増額となっております。

以上の状況により、令和3年度純利益として6億6,022万5,905円となりました。

資本的収入は4億1,948万9,050円、前年度対比81.9%、9,244万9,190円の減額となっております。

新型コロナウイルス対策のための補助金が約4,800万円ほど減額になったことと一般会計からの出資金がなくなったことによるものです。

支出は6億108万5,678円、前年度対比100.7%、428万481円の増額となっております。

令和2年度から繰り越した外来棟空調改修工事や企業債の償還金が増額となったことによるものです。

2点目の外来・入院収益の増減と患者数ですけれども、外来収益は10億1,666万40円で前年度対比102.5%、2,525万3,928円の増収となっております。入院収益は14億1,446万6,732円で前年度対比93.3%、1億196万

5,862円の減収となっております。

外来患者数の多い診療科は内科で2万6,499人、消化器・外科で7,341人、精神科で7,030人となっています。

3点目の医師業務の負担軽減についてですが、医師の負担軽減のため、医師事務作業補助者として会計年度任用職員を3名雇用しており、医師の本来業務である医療行為に専念しやすい環境づくりに努めています。

また、昨年9月に厚生労働省から現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進についての通知に基づき、看護師や医療技師等が専門講習を受講することにより、医師の業務の一部を他の職種が行えるようになることから、様々な職種でこの講習を計画的に受講しているところです。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 状況のほう分かりました。

まず、1の決算の状況について聞かせてもらいます。自分は、てっきりコロナで受診控え等があつて厳しい状況に病院もなっているのではないかと思っていたのですが、6億8,000万円ほどの黒字ということで、赤字ではないということで理解いたしました。

その中で聞きたいのが、その6億余の増額という話なのですが、ただ、中身は今回のコロナに対する補助金の加算が6億ぐらいということで、いつもより対応策の国、県からの補助金が6億ということで、そのままプラスになったというような見方もできるのではないかと話を聞いて思ったのです。その辺の補助金が平常時より今回多かったというところは寄与するものなのでしょうか、伺います。

**○丸山隆弘委員長** 服部総務企画課長。

**○服部充伯総務企画課長** コロナ感染症対策事業補助金というのは、昨年の12月議会、この3月議会で補正予算等をして出させていただいております。病床確保の補助金であります。市民病院ですけれども、コロナの患者さ

んを対応するに当たりまして病床を徐々に増やしてきております。それに伴いまして、補助金も増えております。それによって補助金自体が6億9,300万円ほど増えているわけですが、ただ、これについて令和4年度、本年度のことになりますけれども、この補助金が確定しているのは、あくまでも9月までというところで、10月以降については通知等が来ていない状況であり、不透明であります。この補助金というのが病院にとっては非常に大きなものであると認識しております。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** ありがとうございます。

本当に市民病院のスタッフの皆さんが、コロナの対応でベッドを徐々に増やしていったり、コロナの患者さんを受け入れたりして、本当に頑張っているというので、市民の命と健康が守られているというところで、大変ありがたいと思っております。そのための補助金ということで、非常にいいかなというように思っております。

2点目の外来患者数のほうのところでお聞きしたいのですが、自分もコロナで外来に来る患者さんというのは少なくなるのではないかと見込んで質問をさせてもらったのですが、意外と増えているというか、来ている患者さんは科によっては多いところがあるのではないかと思います。内科のほうは5人とか何人かのまとまった医師がいるものですから、分担で外来の診れるキャパが大きいと思うのですが、1人でやっている科の先生が診ている割合はどうか。例えば、小児科だとか婦人科の先生といったところがあるのですが、1人の先生がやっていて、たくさんの外来数になっているというような状況を教えてください。

**○丸山隆弘委員長** 服部総務企画課長。

**○服部充伯総務企画課長** 患者数が前年度よりも増えたという科が実際にあるわけですね

れども、令和2年度と比較をしております。令和2年度というのはコロナで1年間過ぎた最初の年度になります。2年度というのは、本当に受診控えが大きく、令和3年度は受診控えが戻りつつあるというような認識であります。

1人診療科でというところでありまして、令和2年度と3年度と比較しまして、患者数が増えたところをお伝えしますと、精神科、小児科、婦人科、耳鼻咽喉科といったところが、令和2年度と比較して患者数が増えているところでありまして。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

資料のほうを見ますと、精神科なんかは前年度と比べて972人増えて、令和3年度7,000人以上診ているというところなのです。これはコロナ控えから戻ってきているとはいえ、かなり多いのではないかなと思うのですが、その辺、どうしてコロナのときに増えているのかというのが分かれば教えていただきたいのです。ただ、今の答弁を聞きながら思ったのが、昨日の答弁でも精神疾患の患者さんの手帳のことを聞いたときに、定期的にこういう疾患を持つ患者さんは、受診して薬をもらうということがルーティンとしてあるということなので、医療にかからないといけないところがあるのかなというように結びついたので、その辺のところも含めてどのように考えてるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 精神科は非常に増えております。コロナの影響も多少なりあると認識しております。それはコロナにかかれてから、直ってからもそういった症状について悩まれたりして精神科にかかれるという方もいらっしゃると思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

全国的にもコロナ後、若い子の自殺者が結構増えているということで、非常に悩みが増えての状況の時代の反映なのかなと思いますので、ぜひ患者さん等のフォローをしっかり充実してやっていただきたいと思っております。

最後に、3番目の医師の業務の負担というのが、このところ膨大になっているのではないかとこのところ、負担軽減についてお聞きしたいのですが、会計任用職員の3人を採用して、負担軽減に努めているということの答弁だったと思うのですが、この3人というのは、主にどういった仕事をされているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 先ほど答弁させていただいたとおり、医師は本来業務である医療行為に専念をしていただくというのを目指しておりますので、医師にとって負担となっている書類作成ですね。いわゆる診断書であったり主治医意見書といったものを医師事務作業補助者等で、カルテ等を参照しながら作成をし、当然最終的には医師、主治医の確認を取ってというところでありまして、そういったところを中心に現状は進めているところでありまして。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

非常にいいサポート役の仕事だと思うのですが、実際に職員の方が動き出して、各医師の負担軽減に努めていくような時期というのは、いつ頃なのでしょう。もう今やっているのか、それともタスク業務ということで、厚生労働省の専門の資格を取ってからでないといけないのか。その辺の状況を教えてください。

○丸山隆弘委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 医師事務作業補助

者についてですけれども、私が今10年目ぐらいになるのですけれども、私が病院に行く前から医師事務作業補助者はおりますので、タスクシフトというものは別に行って雇用しておりますし、多くの病院でこういった職員を雇用して、医師の負担軽減に努めているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

~~~~~  
ここで、しばらく休憩をいたします。

休 憩 午前 9 時36分

再 開 午前 9 時37分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第114号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第114号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第115号議案 令和3年度新城市水道事業会計決算認定から第117号議案 令和3年度新城市下水道事業会計決算認定の3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第115号議案から第117号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第115号議案から第117号議案までの3議案は、認定すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、休憩を取らせていただきます。9時50分まで休憩をさせていただきます。

休 憩 午前 9 時38分

再 開 午前 9 時50分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

~~~~~  
次に、第120号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

初めに歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、4款1項5目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業19ページの質問をさせていただきます。

接種に当たり、市民への周知方法と予定人数を教えてください。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 新型コロナウイルスワクチンの接種に当たり、郵送により接種の

予約方法や接種場所などをお知らせするほか、市ホームページ、広報ほのかや防災行政無線で広くお知らせすることを予定しています。

接種予定人数については、今回予定されている国の改正により追加接種を希望する方全員が接種できるよう4万3,000人を見込んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 理解しました。

これは、ちなみに努力義務でしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 今回の追加接種については、まだ詳しい情報は出ていないところではあるのですが、先日、5歳から11歳の小児接種に該当する方たちが努力義務の対象となりました。現在は、18歳から59歳の4回目接種については、努力義務は適用されておられません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 努力義務が今のところ適用されていないということで理解しました。少し前に、3回接種した人に限り利用できるサービスみたいなものをされていたと思うのですが、努力義務でもないということで、こういうことは打っていない人、打ちたくないという選択をした人に対して強制的な雰囲気を与えてしまうのではないかと思うのですが、そういった雰囲気をつくらないようにする工夫は何かお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 取り立てて工夫ということまでしていないのですが、基本的に努力義務というのは、接種を受けるように御協力お願いしますという趣旨で、受けるか受けないかは御本人の判断ですということになっておりまして、とにかく強制は一切していないというところになります。サービ

スが、そういう方たちが受けられない不利益ということについては、今のところすみません。特に何も工夫ができておりません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 続きまして、歳出4款1項5目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業19ページ。

接種に当たり5歳以上とあるが、根拠と努力義務となったことの市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 5歳以上の根拠としましては、国からの通知に、対象者は「貴市町村の区域内に居住する5歳以上の者」と明記されております。

5歳から11歳の接種が努力義務になったことについては、小児用のワクチンがオミクロン株流行下においても、発症予防効果や重症化予防効果がある程度認められたことにより、追加されたと認識しております。

ワクチン接種をするよう努めていただくことにはなりますが、引き続き接種するかの判断は御本人と保護者の方が納得の上決めていただきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私は努力義務というのがよく分からないのですね。先ほどの答弁だと、自由というようなことを感じたのですけれども、義務というのは、しなければならないということを義務とって、努力義務というのは、文字のとおり努めなければならない、努めるものとするということなのですから、先ほどの答弁ですと、本人または家族のことで自由だと言っているのですけれども、市としてはしてほしいという意思表示なのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 努力義務については、委員が言われたとおり、接種を受けるように

努めなければいけないということで、予防接種法の第9条で規定されている義務ということとは少し異なります。感染症の蔓延予防の観点から接種に御協力をいただきたいという趣旨になります。しかし、接種は強制ではありませんので、最終的には御本人と御家族の方が接種を判断していただきたいというところをお願いという形になります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私の親戚にも感染して学校がお休みだった子どもがいるのですが、国の方針もあるのかもしれませんが、今回のB.A.5というウイルスですね。5歳から11歳の子どもでワクチンを2回打った子どもでも6人に1人ほど感染していることがあるのです。ですから打っても感染するし、重症になるかどうかというところまでは及んでいないのですけれども、そのことの説明は入っておりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 すみません。最後の質問がよく分からなかったなので、もう一度お願いします。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ワクチンを打ってもかかっているし、ワクチンを打たなくても重症化にはなっていないという報告もあるのです。ですから最終的には選択は自由であるし、家族のほうで打つようにという方向に持っていきたいという認識でしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 確かにワクチンを接種されても発症してしまう方もお見えになるということで、もともと小児については感染しても重症化しにくいと言われておりましたので、実際にはワクチンを打っても打たなくても、重症化がどの程度というところまでは、すみません。手元に資料がございませんので、はっきり分からないのですけれども、今回の追加接種については、これまでに初回接種を

打たれた方たちのデータが積み上げられて、当初オミクロン株に対して余り効果があるかどうかははっきり分からないという前提のもと始まったので、それは努力義務が課せられなかったところがあるのですけれども、データの積み上げによって、すごく効くというわけではないけれども、ある程度は発症予防効果があるということと、期間は少し短いですが、1か月くらいは、打たなかった方よりも中和抗体の値の上昇が見られるということが確認されたということと、重症化については効果があるということが確認されているということの説明が入っております。ですが、最終的には接種するかは御本人と保護者の方が決めていただくことになるという、いろいろなデータを基に決めていただきたいということになります。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ということは、これ大切なことは打ったほうの利益、または打たないほうのリスクですね。ワクチンを打った方で心筋炎とか心膜炎とか副反応が大人でも出て心臓が止まったりすることもあるということなので、選択の自由があるなら、選択してワクチンを打った人と打っていない人というのが差別されるようなことがあってはいけないですけれども、そのようなことはないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 打っても打たなくても中傷されるといったことは行ってはならないことになりますので、そのようなことは周知を図っていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 国のほうの統計でも7月19日までに146万人受けて、その中で感染した方で死亡した人は7人だそうです。重症者は4人。ですから受けるに当たっては統計的なものとか重症者が何人とか、そういうものも説明していただきたいのと、先ほど言ったよ

うに、たしか3回目を打つとお安くなりますよと、そういうような差別は今回の子どもではないようにしていただきたいと思えます。その辺は、打たなかった人と打った人の差別がないように、先ほども話があったように、差が出ないようなことも考えておられますでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員に申し上げます。質疑の通告中身が、このような根拠の努力義務ということになっておりまして、それについては既に説明をさせていただいていると思えますが、かなり広まっておりますが、よろしいですか。質疑は取りやめでいいですか。

**○山田辰也委員** はい。

**○丸山隆弘委員長** 山田辰也委員の質疑は終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。

歳出4款1項5目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。

1点目は1億8,127万円の主な内容を伺います。

2点目、ワクチンの種類と副反応について伺います。

3点目、ワクチン接種体制、接種券の配布・予約・接種などの全体的な流れを伺います。

**○丸山隆弘委員長** 武川健康課参事。

**○武川裕江健康課参事** 主な内容は、オミクロン株対応ワクチンの接種体制確保及び接種に必要な経費として会計年度任用職員の人件費、接種券や予診票等を印刷・発送する費用、コールセンター運営委託料、ワクチン接種業務委託料等です。

ワクチンの種類と副反応についてですが、現時点での情報としましては、オミクロン株対応ワクチンの種類は、ファイザー社及びモデルナ社のオリジナル株とオミクロン株、B

A. 1の2価ワクチンになります。

副反応については、オミクロン株対応ワクチンについては、現時点では国からの情報提供がなく把握しておりませんが、分かり次第、周知していきたいと考えております。

また、従来株ワクチンの副反応としては局所の痛み、倦怠感、筋肉痛、関節痛、頭痛、37.5度以上の発熱などがあります。

3つ目のワクチン接種体制の流れですが、接種券の配布は、オミクロン株対応ワクチンの接種開始に合わせ、追加接種の対象者で、まだ接種券を送付していない方へ発送を行います。

予約は、これまで同様にコールセンターへの電話やインターネット・LINEで行っていく予定です。

接種については、現在、市内医療機関と調整中です。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 分かりました。

順次お聞きしたいのですが、オミクロン株対応のワクチンというのは2種類、ファイザーのオリジナル株とオミクロン株の二価ワクチン、モデルナのオリジナル株、オミクロンの二価ワクチンの2種類あるということでしょうか。

**○丸山隆弘委員長** 武川健康課参事。

**○武川裕江健康課参事** ワクチンを製造している会社が2社あります。ファイザー社とモデルナ社の2社ありまして、どちらのワクチンもオリジナル株というのが従来の武漢株と言われている現在使っているワクチンのものと、今回オミクロン株がB A. 1に対応したものを合わせた2種類の株が入ったワクチンということで二価ワクチンとなっております。

**○丸山隆弘委員長** 浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** 分かりました。

武漢株とB A. 1を合わせたものを1つの商品ということでやっていると。新城に来る

ワクチンはファイザーなのか、モデルナなのか、その辺の種類は分かっているのでしょうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 国のほうから県への配分量が既に示されておりまして、愛知県のほうから新城市にどれだけという配分も今のところ決定しております。

一応、ファイザー社のほうが1万回程度、モデルナ社のほうが500回程度というような数字をいただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

ファイザーが1万、モデルナが500ということで、これを順次4万3,000人、今足りないので追加、追加で来るというような状況で理解いたしました。

このワクチンを接種するというような流れのところでお聞きしたいのですが、非常に今回対象者が4万3,000人ということで、大半の市民の方を対象とするので、混乱が起きないような形で対応していただけたらと思うのですが、前のように年齢層に分けて、何歳がこのときに発送して、それが落ち着いたら次の層に発送してというような段階的に周知をしていくのか。その辺の周知の仕方はどういう形で考えているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 まずは、今現在実施している4回目接種対象者の方が最優先ということになっております。4回目接種で60歳以上と医療従事者ですとか基礎疾患のある方の申出をされて接種券を発送する予定の方がいらっしゃるのですが、そちらの方がオミクロン株のワクチンが接種できるようになりましたら、一番最優先で接種券を発送します。現在も4回目接種の接種券を既に持っていて、手元にあってまだ接種をしていない方も見えるのですが、そちらの方たちもオミクロン株の接種が始まりましたら、引

き続きその接種券を使って接種が行えますので、そういった御案内の周知をしていきたいと思っております。

その次に、4回目接種で今言った60歳以上と基礎疾患や医療従事者の方たちではない12歳から59歳の4回目を打てる方たちが対象になってくるのですが、そちらのほうで、現在は4回目が3回目の接種日から5か月を経過した方が対象ということで接種券を発送してきましたので、5か月经過している方については、なるべく早い時期に接種券をお配りしていきたいというように思っております。ただ、接種状況とか予約状況を見ながらやっていきたいと思っております。

その次に、3回目接種を接種券は持っているけれども、まだ打っていない方たちが対象になってくるというような順番になります。年齢層に区切るというよりは、2回目、3回目、4回目の接種日に従って間隔を確認しながら接種券を発送したり、接種をしていただくというような形になっていくと思われま

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

非常に複雑というか、何回目を打っているか、打っていないかというところで、周知のほうのはがきが来るということで、大変な作業になるというように思いました。ミスのないようにというところで頑張っていただけたらと思います。では、3回目の接種の方が、まだ打っていないという方については、例えば、オミクロン株対応のものが来ていたら、3回目のワクチンは最新のオミクロン株対応のワクチンを打つというような状況になるのでしょうか。その辺、どのように考えればいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 国からの説明ですと、3回目接種をまだ打っていない方については、今現在だと、今までの従来株を引き続き接種するという対象のところには入ってきている

のですが、新城市の場合で、この後、オミクロン株のワクチンが始まったときに、オミクロン株もやりつつ従来の接種のほうも同時に行っていくということが難しいというか、なかなか複雑というか、医療機関の負担が大きくなるということも考えられますので、基本的には4回目で一番最初に対象となっている方たちに予約をあけていくのですけれども、その合間に余剰というか、枠が埋まらなかったりといったことも出てくるのではないかと思いますので、医療機関によっては、3回目の方がそこに入るとか、そういうこともあるのではないかとこのように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

非常に打っている人と、打っていない人は、その時期によってワクチンもどのようにするかとか、複雑になっていくかなというように思いましたので、ぜひその辺も現場の医療従事者の方々も混乱しないような形で、しっかり意思疎通のほうをしていただければというように思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 浅尾洋平委員のワクチンの種類と副反応についてという形で、関連質問したいのですが、私のところにも4回目の接種券が届きまして、それがお盆休みだったものですから予約せずにいたところコロナに感染して完治して普通に戻ったわけですが、そういった感染経験者がワクチンを打つ場合、今回のオミクロン株の接種券を待ったほうがいいのか、4回目の接種券を使って打ったほうがいいのか。4回目でも5回目でも接種券は今回のオミクロン株になるのか。それから感染者がワクチンを打つこと

による問題、ワクチンを打つまでの間隔についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 武川健康課参事。

○武川裕江健康課参事 感染した後に接種することについては、体調がしっかり戻ってからのほうがいいというような話がありまして、すぐに打ちますと副反応が強くなるというようなことも情報としては聞いております。

2回目接種から3回目接種の間に感染した場合には、目安として3か月というようなことが話としてあったのですが、3回目から4回目の間については、特に期間は3か月というようなことはなく、1か月ぐらいでよいというような情報もありまして、今現在、4回目の接種をとということであれば1か月程度空けていただいて、体調が感染前と同じぐらいの状況にきちんと戻っているということであれば接種をされて大丈夫だと思うのですが、問題はオミクロン株を待ったほうがいいのかということについては、この後、1か月ぐらい、三、四週間待つということであれば、オミクロン株のワクチンが始まっている可能性が高いと思いますので、オミクロン株を打っていただければと思います。

今、9月中に従来株でワクチンを接種してしまった場合は、次に5回目の接種がオミクロン株対応ワクチンになるということになります。オミクロン株対応ワクチンそのものの接種間隔がまだはっきり示されていないので、それが5か月先になるのかどうかは、今の時点では分かりません。

○丸山隆弘委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、6款1項3目農業振興費、農作業省力化支援事業になります。

23ページです。

1点目、640万2千円の主な内容を伺います。

2点目、具体的にどのような実績があるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 2点、御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の主な事業内容につきまして、農作業省力化支援事業の希望者を募集しましたところ、予算額を上回る要望がございました。いずれも要件に合致した適正な内容のものでございましたので、今回追加として新規要望者4件分の予算の増額をお願いするものでございます。

2点目の具体的な実績ということでございますが、見込まれる実績ということでお答えさせていただきます。

この事業につきましては、人との接触機会の減少や密回避、農作業の省力化につながる農業機械の導入や既存施設の改修を事業の目的としております。

今回の補正でお願いする事業につきましては、能力向上による作業時間短縮を図るトラクターの導入2件や、作業人員の削減を図るための茶工場の入庫ヤード増設1件、省力化と密回避のためのラジコン式草刈機1件の導入を予定しております。

今回は予算額を上回ったものを要求しておりますので、確実に執行されるものと考えております

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

新規のもの4件の予算化ということで理解いたしました。

この実績ということで、見込まれる実績トラクター2件等々の話があったと思います。前回の省力化支援事業が好評だったということだと思うのです。それがあって、あふれた

ところを今回予算化したという流れだと思うのですが、前回の件数は何件で、どのようなものを買ったのか。その辺分かったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 3年度の実績ということでございますが、種々ございまして、冒頭資料を提供させていただきましたが、オート播種機から乗用草刈機、乾燥機、ラジコン草刈機、トラクターとか搾乳機、それから出荷場の扉修繕等々、農業機械から施設の改良、それから作業の効率化を図るようなものを22件採用させていただきまして、残念ながら23件ございました1件は不採択とさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

22件採用ということで、いろいろな幅広いものが採用されたと思うのですが、不採用になった1件のK型ローラというのはどういったもので、どういった理由でここには合致しないというようになったのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤農業課長。

○加藤良一農業課長 今回の事業の目的としまして、先ほど申したように人との接触機会の減少や密回避、農作業の省力化につながるということで事業目的とさせていただいております。

前年度不採択とさせていただきました内容につきましては、畜産農家の方が自給飼料を栽培するために、播種後の発芽率を向上させるための鎮圧を行うローラということでございまして、これは工程の追加だけということで、省力化等につながらないということで不採択とさせていただきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業29ページの質問をさせていただきます。

便器の個数と1校当たりの工事期間を教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 洋式化する便器の個数につきましては、4校合わせて83個ある和式便器を改修します。

トイレブース等の関係から、改修後のトイレ数は68個となります。加えて、現在使用している洋式便器32個の便座を暖房便座に変更します。また、男子用小便器68個について自動洗浄装置の設置と、臭気の改善を図るため、便器内の尿石、水垢を除去し、ガラスコーティングを実施します。

工事期間につきましては、10月から3月までを予定しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 4校で83個ということでしたが、これは現在ある全てのトイレということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 校舎内にあります全てのトイレになります。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 今回は4校分ということで、前回、今回の4校を含む計7校について設計委託費用が可決されているのですが、残り3校も今後全てのトイレを洋式にしていくということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 はい。そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 ちなみに、それは幾らかかる予定か、また、財源を教えてください。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 質問の意図を確認したいので、反問権をよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 再確認ですね。はい。

○原田俊介教育総務課長 それにかかるというのは、今回上げていない3校についての予算額について幾らかということですか。

○カークランド陽子委員 見込みです。

○原田俊介教育総務課長 すみません。今回の4校分の資料持っているのですが、来年度以降の話になるものですので、資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 残りの3校については、設計はしたけれども、まだ具体的な計画はないということでしょうか。

残り全部で17校中、残りも今後洋式にしていく予定ということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 今後も洋式化していきますが、先ほどの設計はしたけれども把握されていないというような趣旨の発言があったかと思いますが、残り3校については、まだ設計を発注した段階であって、まだ設計業務として成果品は上がってきておりません。もともと工事は来年度の予定で進めているところです。

○丸山隆弘委員長 カークランド陽子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、続きまして、10款2項1目学校管理費、トイレ洋式化事業29ページ。

先ほどの説明がありますので、2問目からお願いしたいと思います。

1億2,100万円お金がかかるということで、トイレは高いということなのですが、私の地域の元校長も全て洋式というよりは和式を残したほうが良いという意見を何度か聞いていたのですが、今回全部撤去して洋式とすることで、そのときに和式と洋式との議論というのはなかったのでしょうか。全て洋式という話で進んできたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 前回もそういう御指摘もいただきましたので、学校長と話をしました。学校からも特に和式を残すということの声がありませんでしたので、なおかつ今、1つしかない洋式便器に行列ができていているという状況もありますので、全て洋式化することで進めさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 洋式化になったのは1959年頃からだそうですが、災害とかそういうことも考えたら、和式というものを残して、子どものために練習をしたりする機会を与えるのが必要だったと私は思うのです。どこの家でもほとんど今、洋式化されているものですから。その辺は残るのは全て洋式化ということなのですが、災害時とか、そういうことの検討はなかったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 避難所になる体育館については、和式便器を残していく方向ですので、特に校舎内については全て洋式化するということです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、和式の利点というものについても、学校の先生方が子どもに指導していくような機会というのを今後つくっていただけないと、和式の理解を子どもでもしていただきたいと思うのでけれども、その辺はどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 いろいろ考え方は

あるかと思いますが、今回は全て洋式化するというので、学校とも話を進めているところです。

○丸山隆弘委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

10款2項1目学校管理費のトイレ洋式化事業についてです。3点ございます。

1億2,120万9千円の主な内容を伺います。

2点目は、今後の工事日程と供用開始時期を伺います。

3点目は、ほかの小中学校についてはどのような状況が伺いますということですが、1点目は内容が分かったので、2点、3点を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 それでは2点目につきまして、工事日程としましては、10月から3月までとし、供用開始時期は令和5年4月を予定しております。

3点目につきましては、既に洋式化されている鳳来寺小、黄柳川小、作手小学校を除き、令和5年度以降、順次改修を行っていく予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

まず、全体で聞かせてもらいたいのですが、供用開始が令和5年4月だよというところで、それまでの工事になるということなのですが、10月から3月までの工事の範囲になると思うのですが、そういった中でトイレが使えない時期が生じるかと思うのですが、生徒が使えないとか、先生が使えないといった混乱を招かないような状況が必要かと思います。その辺の状況は大丈夫なのか伺います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 工事の工程につき

ましては、校舎内全てのトイレを一斉に改修するわけではありませんので、使えないトイレがそれぞれできてくるような時期が続いていくのかなというように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、他の小中学校の状況について伺ったのですが、令和5年から順次ということの答弁だったのですが、それは中学校も順次考えていくということも含まれているのでしょうか。早く中学校の生徒たちもやってほしいという声を強く聞いていますので、中学校の方も含まれているのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 計画としましては、まず先に小学校を全て改修を行うことを予定しております。その後、中学校のほうに入っていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今回、全て洋式化のトイレに改築するという事で理解いたしました。そこで1点聞きますけれども、六、七年前に黄柳川小学校の校舎を全面的に改築したときに、全部ここは100%洋式化ということで、現地視察もしながら理解しているのですが、これを運用していく中で、保護者とか先生、生徒も含めてですが、和式がないから困るのだとか、体力が減ったといった和式トイレがなかったからの弊害みたいなトラブル等がこれまであったのかどうか聞かせていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 原田教育総務課長。

○原田俊介教育総務課長 そういったトラブルについては一切聞いておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第120号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

カークランド陽子委員。

○カークランド陽子委員 では、第120号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第5号）に反対の立場で討論いたします。

反対の理由は、この予算の中に新型コロナ対策事業として、トイレ洋式化事業に係る約1億2,000万円の費用が含まれているからです。この事業は6月に今回対象の東郷東小、舟着小、八名小、庭野小の4校を含む小学校7校におけるトイレ洋式化のための実施設計委託費用として約1,700万円が可決されたので、合計すると約1億4,000万円という費用が費やされることとなります。

今回の4校は、国からのコロナ対策ということで、国からのコロナ臨時交付金を充てるということですが、国の交付金といえども国民の支払った税金であることには変わりありません。また、今後全ての学校のトイレを洋式にするということですので、今後も多額の費用がかかってくるのが予想されます。

また、新城市では、ほかの議論でもたびたび言及されていますとおり、子どもの数の減少は著しく、今回の工事が予定されている4校においても、それは例外ではありません。学校の統廃合も検討する必要がある中、今多額のお金をかけて全てのトイレを洋式にする必要が本当にあるのでしょうか。さらに、以前にも触れさせていただいたとおり、和式トイレにはしゃがむ姿勢がスムーズな排便を促すなど、様々なメリットもあります。これらの事実を踏まえると、今全てのトイレを洋式に変えるのではなく、せめて一部にとどめるべきと考え反対の討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、第120号議案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算案は、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備であったり、最低賃金改正に伴う人件費の調整及び新型コロナウイルス感染症対策事業について早期に取り組む必要が生じたために編成された追加補正だと認識しております。

また、反対討論にありましたトイレの洋式化に関しても、学校に通っている子どもたちは、ほとんど和式を使いませんので、早急に全部を洋式にしていくべきだなと私は考えております。

また和式トイレから得られる体力的なメリットに関しては、その恩恵を受けられませんので、早期に洋式化を進めていただきたいと思っております。速やかな執行を願い賛成討論とさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第120号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案を可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。

第120号議案は、可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案 令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については通告がありません

ので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第121号議案を採決します。

本議案は可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって、第121号議案は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前10時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘